

料率見直しのスケジュールについて

- 1 農業災害補償法の改正（改正後は農業保険法に改称）が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、新たな収入保険及び農業共済の見直しが平成 31 年 1 月（農作物共済は平成 31 年産）からスタートすることとなった。
- 2 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の料率については、従来どおり、3 年ごとに改定（一般改定）することとされ、収入保険の料率についても、3 年ごとに改定することとされている。
また、改定に当たっては、農業保険部会において御審議いただくこととしている。
- 3 本年度（平成 30 年度）は、果樹共済及び畑作物共済の一般改定期に当たるとともに、農業共済の全事業について制度見直しに伴う料率の改定、新たな収入保険について料率の設定を行う必要がある。
- 4 このうち、本日の部会においては、引受時期の早い麦を含む農作物共済及び収入保険について御審議いただくこととし、農業共済のその他の事業については、果樹共済及び畑作物共済の直近年のデータを収集の上、11 月頃に御審議いただく予定である。